特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 5 日

熊本市長(宛)

提出者

住所 熊本市南区田井島一丁目5番1号

氏名 国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院 院 長 那 須 二 郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 096-370-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院
事業場の所在地	熊本市南区田井島一丁目5番1号
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

当該事業提において現に行っている事業に関する事項

当該事業場において現し	に行っている事業に関する事項
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 361床
③従業員数	669名 (令和6年5月1日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	- 感染性廃棄物→焼却→燃え殻を管理型埋立 - 引火性廃油→焼却→燃え殻を管理型埋立

捌	管理産業廃棄物の	処理に係る	管理	単体制に関	する	事項					
(智	管理体制図)										
	院長 - 要綱に基	Ŀづく廃棄!	物管	理責任者	_	事務部					
捌	管理産業廃棄物の	非出の抑制	に関	関する事項							
	【前年度 (令利	」 5 年度)		 Z績】							
現	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃	棄	廃油							
状	廃棄物の種類 	物									
	排出量	129. 22	t	0. 58	t	t	t	t	t	t	
	特別管理産業										
	廃棄物の種類										
	排出量		t		t	t	t	t	t	t	
	(これまでに実施	<u>」</u> した取組)	_								
	院内管理規定に基	づき感染性	生廃:	棄物と非感	染	生廃棄物の徹	底した分別を	行う			
_	【目標】										
② 計		感染性廃 物	棄	廃油							
画	廃棄物の種類	初	_								
	排出量	129.00	t	0.50	t	t	t	t	t	t	
	 特別管理産業										
	廃棄物の種類		_								
	排出量		t		t	t	t	t	t	t	
	(今後実施する予	定の計画)									
	引き続き院内管理	規定に基づ	ブき!	感染性廃棄	物。	と非感染性廃	棄物の徹底し	た分別を行う	j		
別	- 管理産業廃棄物の2	 分別に関す		 写道							
	(分別している特				1万7	で 分別に関す					
1	()) // () ()	77 B - T. T. A	►13 €.	* 120 V 1 ± 75	•~)	О 4×4ш/				
①現状											
•	感染性廃棄物について、性状に応じたバイオハザードマークの色分けによる分別を徹底する										
<u> </u>	(今後分別する予	定の特別管	5理	産業廃棄物	りの利	重類及び分別	に関する取組	1)			
②計画											
峀											
1	1日177.38 [1]										
	現状通り										
	現状週 9 										

<u> </u>	行う特別管理産業廃	きま物の再生利	用に関する事	現					
1	【前年度 (令和								
II	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油						
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	
	特別管理産業 廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	
	(これまでに実施	した取組)							
	【目標】								
② 計 画	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油						
	自ら再生利用を行う特別 管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	
	ちゅう ちゅう								
	自ら再生利用を行う特別 管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	
	(今後実施する予)	定の計画)							
	二之外四位四本米位	ᆓᄴᄼᆔᄜᄳ	四二日十二十						
1 51	うう特別管理産業療			<u> </u>					
1	【前年度 (令和			<u> </u>		Γ	ı		L.
現 状	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物)						
	自ら熱回収を行った特別 管理産業廃棄物の量	Ţ	t	t	t	t	t	t	
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	1	t	t	t	t	t	t	
	特別管理産業 廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った特別 管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	: t	t	t	t	t	t	t	
	(これまでに実施	した取組)							
2	【目標】								
圖	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油						
	自ら熱回収を行う特別 管理産業廃棄物の量	I	t	t	t	t	t	t	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	1	t	t	t	t	t	t	
	特別管理産業 廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う特別 管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t	t	t	t	t	t	t	
	(今後実施する予)	正の計画)							

)	前年度 (令和									
特別		등는 24 TT 다른 기술 다								
廃棄	棄物の種類	感染性廃棄物	物 廃	き油						
自らな	埋立処分 った特別管理 :廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t	
特別 廃棄	引管理産業 棄物の種類									
を行っ	埋立処分 った特別管理 廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t	
(=	これまでに実施し	した収組)								
【目 特別 廃棄	 目標】									
特別		感染性廃棄物	物 廃	を油						
自らな	埋立処分 う特別管理 廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t	
特別廃棄	訓管理産業 棄物の種類									
を行う	埋立処分 う特別管理 廃棄物の量 今後実施する予算		t	t	t	t	t	t	t	
管理	2産業廃棄物の処	1理の委託に	関す	る事項						
T f átí	前年度 (令和		実績	5]						
【前 特別 廃棄	前年度 (令和 引管理産業	5 年度)	実績	5]	t	t	t	t	t	
【前 特廃 全 優へ	前年度 (令和 引管理産業 乗物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量	5 年度) 感染性廃棄物	実績物廃	直油					t	
特廃 全 優 ヘ 耳 ヘ	前年度 (令和 引管理産業 乗物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者 への処理委託量	5 年度) 感染性廃棄物 129.22	実績物 廃	[] E油 O. 58 t	t	t	t	t		
特廃 4 4 4 4 4 4 4 4 4	前年度 (令和 削管理産業 乗物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利処理委託量 本の処理委託量 本の処理委託量 での処理委託者 への処理委託者	5 年度) 感染性廃棄物 129.22	実績物 廃	t E油 0.58 t	t	t	t	t t	t	
特廃 全 優 〈 再 〈 認 〈 認以業	前年度 (令和 引管理産業 集物の種類 全処理委託量 優良認定要素者 のの型要型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	5 年度) 感染性廃棄物 129.22	実績物 廃	t) E油 O. 58 t t O. 58 t	t	t t	t t	t t	t	
【特廃 前 別棄 全 個 < 再 < 試 < 該以業別棄	前年度 (令和 引管理産類 全処理委託量 優良の理解を変更を 優良の明年のの表別では、 一年のの表別では、 一年のの表別では、 一年のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	5 年度) 感染性廃棄物 129.22	実績廃	t) E油 O.58 t t O.58 t	t t	t t t	t t t	t t t	t t t	
【特廃】 全 個 △ 再 △ 認 △ 認以業別棄 全	前年度 (令和) 一年度 (令和) 管理產類 (全処理委託量) 長良 認定要素素 (本の主教処理 (東東) 東京 (東東) 東東) 東東 (東東) 東東 (東東) 東東 (東東) 東東) 東東 (東東) 東	5 年度) 感染性廃棄物 129.22	実績	t) E油 O. 58 t t O. 58 t t	t t t	t t t	t t t	t t t	t t t	
【特廃】 全 個 △ 再 △ 試 △ 該 以業 別棄 全 個 △ 再	前年度 (令和) 「年度 (令和) 「一度 (令和) 「一度 で	5 年度) 感染性廃棄物 129.22	実績 廃 t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	t) E油 O. 58 t t O. 58 t t	t t t	t t t t	t t t t	t t t t	t t t	
特廃 一年	前年 (令和) 「	5 年度) 感染性廃棄物 129.22	実績	t) E油 O. 58 t t O. 58 t t	t t t t t	t t t t t	t t t t t	t t t t t t	t t t	
特廃	前年度 (令和) 「特別 (5 年度) 感染性廃棄物 129.22	実績廃	t 0.58 t 0.58 t 0.58 t t	t t t t t t	t t t t t t t	t t t t t t t	t t t t t t t	t t t	

特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	物	廃油							
全処理委託量	129.00	t	0. 50	t	t	t	t	t	t	1
優良認定処理業者 への処理委託量	129. 00	t		t	t	t	t	t	t	1
再生利用業者 への処理委託量		t	0. 50	t	t	t	t	t	t	1
認定熱回収業者 への処理委託料		t		t	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量		t		t	t	t	t	t	t	
特別管理産業 廃棄物の種類										
全処理委託量		t		t	t	t	t	t	t	
優良認定処理業者 への処理委託量		t		t	t	t	t	t	t	
再生利用業者 への処理委託量		t		t	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者 への処理委託料		t		t	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量		t		t	t	t	t	t	t	
	廃棄 全 優へ再へ認へ認以業別棄 全 優へ再へ認へ認以業別棄 全 優へ再へ認へ認以業別棄 全 優へ再へ認へ認以業別棄 全 優へ再へ認へ認以業別棄 全 優へ再へ認へ認以業別棄 全 優へ再へ認へ認以業を収委業収要業を収委業収要業収委業収委業収委業収委業収要率を表表して、	廃棄物の種類 全処理委託量 129.00 優良認定型業者 への理委託量 再への知理委託量 認への熱の理要者 心認かのの変素者 心認かののの変素者 心認かのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	廃棄物の種類 全処理委託量 129.00 t 優良認定処理業者 129.00 t 優良認定処理業者 129.00 t 優良の理業者 129.00 t 現実の変素者 129.00 t 再への定処理委託量 t 認のの定熱処理収率を表表す。 t 認ののの処理を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	廃棄物の種類 129.00 t 0.50 全処理委託量 129.00 t 優良認定処理業者への処理委託量 129.00 t 再生知用業者への処理委託量 t 0.50 認定外型要託量 t 認定外処理委託者以外の処理委託量 t 特別管理產業廃棄物の種類 t 全処理委託量 t 優良認定処理業者への処理委託量 t 本の処理委託量 t 再生処理委託量 t 認定処理業者への処理委託量の定熱側回収率者以外の熱回収率を行う業者への処理委託量 t 認定熱の回収を表記量 t 東省への処理委託量 t 東省への処理委託量 t	廃棄物の種類 129.00 t 0.50 t 全処理委託量 129.00 t 0.50 t 優良認定処理業者への処理委託量 129.00 t t 再生知用業者への処理委託量 t 0.50 t 認定外型要託量 t t 認定外処理委託者以外の必要を行う業者への処理委託量 t t 特別管理產業廃棄物の種類 t t 全処理委託量 t t 優良認定処理業者への処理委託量 t t 本の処理委託量 t t 本のの処理委託 t t 表のの処理委託量 t t	廃棄物の種類 129.00 t 0.50 t t 全処理委託量 129.00 t t t 優良認定処理業者 への処理委託量 129.00 t t t t t t t t t t t t t t t t t t	廃棄物の種類 129.00 t 0.50 t t t t 優良認定処理業者への処理委託量 129.00 t t	廃棄物の種類 129.00 t 0.50 t t t t 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者 への処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託判 認定熱回収業者 への処理委託者 また ないの処理委託者 を	廃棄物の種類 129.00 t 0.50 t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t t </td <td>廃棄物の種類 129.00 t 0.50 t t t t t t t t t t t t t t t t t t t</td>	廃棄物の種類 129.00 t 0.50 t t t t t t t t t t t t t t t t t t t

- ・可能な限りリサイクル処理が可能な業者へ委託する ・処理施設の現地確認 ・職員等への分別に関する指導、教育の徹底

		〔令和 5 年度 〕実績】		
	特別管理産業	業廃棄物		
	排出量		120 0	.
 電子情報処理組織の	(ポリ塩化ビ 廃棄物を除ぐ	フェニル く。)	129. 8	
使用に関する事項	(今後実施す	る予定の取組等)	•	
	四二			
	既に導入済み	*		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- ④惻には、自該争素場において生する特別管理産業廃業物についての発生から取終処分が終了④惻には、自該争素場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなつに産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関す る取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

第	面	について